

わくわくちゃんじ教室 新年書初め教室（1月6日）



在宅配食サービス

（1月10日）

200世帯を超える独居高齢者宅に、おせち料理をお届けしました。寒い中、大変お疲れさまでした！



『春の健康フェスティバル』へ行こう♪

とき 2月8日（木） ところ 啓成公民館

調理実習（要事前申込 締め切りました。）や保健師による健康相談、講演会を開催します。当日参加自由・無料です。ぜひ、ご参加ください。お待ちしております。



※公民館の使用について

- 平日の夜間及び土・日・祝日に公民館を使用されます方は、事前にカギを取りに来てください。受け取りに来られない場合は使用できませんのでご注意ください。
- 使用した器具や備品は元の位置にもどして下さい。
- 使用後は必ず室内の清掃を行って下さい。
- 電灯・エアコンのスイッチOFFを確認してください。
- 使用後は、公民館使用簿の記入をお願いします。



米子税務署から確定申告のお知らせ

- 申告期限
 - 所得税及び復興特別所得税・贈与税 平成30年3月15日（木）まで
 - 消費税及び地方消費税（個人事業者の方）平成30年4月2日（月）まで
- 申告会場等
 - 申告会場 米子コンベンションセンター 2階国際会議室
 - 設置期間 平成30年2月16日（金）～3月15日（木） ※土・日曜日を除く
 - 相談時間 午前9：00～午後5：00 ※受付は午後4時まで
 - その他 米子税務署では2月15日（木）以前は確定申告会場を開設していません。
- 公的年金等を受給されている方へ

公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の各種の所得金額が20万円以下である場合には、確定申告の必要はありません。

※ 確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

※ 確定申告が必要ない場合であっても、所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。

確定申告に関する一般的なご相談



米子税務署の代表電話（0859-32-4121）に電話をおかけになると音声ガイダンスでご案内しますので、「0（ゼロ）」番を選択してください。

